

介護保険制度が変わります vol.5

福祉用具貸与サービスが変わりました

介護報酬改定により、本年4月から福祉用具貸与サービスの制度が大きく変更され、軽度者に対して、サービスを受けることができない福祉用具の貸与（レンタル）が、次のように定められました。

変更の内容は？

レンタルができなくなる方	レンタルができなくなる福祉用具
要支援1 要支援2 要介護1 経過的要介護	車いす及び車いす付属品 特殊寝台及び特殊寝台付属品 床ずれ防止用具及び体位変換器 認知症老人徘徊感知機器 移動用リフト（つり具の部分を除く。）

軽度の方であっても、身体の状態に照らし一定の条件に当てはまれば、引き続き、保険給付を受けることが可能です。

- こうした条件については、福祉用具の種目ごとに詳細に定められていますので、詳しくはケアマネジメント担当者等にご相談ください。
- 平成18年4月以前から、すでに福祉用具のレンタルを利用していた軽度者の方への経過措置期間も9月末で終了し、一定の条件に当てはまらなければ、介護給付が行われなくなります。
- その場合、利用者の方の選択により、10月以降は自費で費用を支払うなどによりサービス利用を継続することも可能です。

ご不明な点等がありましたら、ケアマネジメント担当者または鏡野町福祉課介護保険係（連絡先：0868-54-2986）までお尋ねください。

津山圏域西部衛生施設組合処理区域（鏡野地域）のみみなさまへ



ごみの分別についてお願い

津山圏域西部衛生施設組合で家庭用ごみ分別のしかたの冊子と家庭ごみの分け方、出し方のポスターを作成しました。
今回変更のごみの分別のしかたは、広域施設建設までの暫定分別となります。

主な変更は、

従来不燃ごみであった廃プラスチックの一部を可燃ごみとします。

（具体的な例は「家庭用ごみ分別のしかた」冊子10ページの主な分別区分をご覧ください。）

冊子とポスターがお手元に届いてからは、この内容により分別をお願いいたします。

（お手元に届く日は地域により異なりますので、同じ収集日でも、従来の分別で出される方と、新しい分別で出される方がいらっしゃることも想定されますが、当分の間はどちらも収集いたします。）

また、冊子・ポスターが届いていないご家庭がございましたら、鏡野町役場町民課にございますので、お問い合わせください。

お問い合わせ 津山圏域西部衛生施設組合 ☎0868-54-0572
鏡野町役場 町民課 環境係 ☎0868-54-2984